



# KYOWA SHIPPING CO.,LTD.

東京本社

東京都港区新橋 1-26-4 リソナ新橋ビル 4 階

TEL : 03-5510-1991 (代) FAX : 03-5510-2002

大阪支店

大阪府大阪市西区阿波座 1-13-16 高砂ビル

TEL : 06-6533-5821 FAX : 06-6533-2352

2010 年 1 月 6 日  
協和海運株式会社  
定期船部

お客様各位

## PAPUA NEW GUINEA 向け 事前通関の導入に関するお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、パプアニューギニア向け中古車両につきまして、滞留が 2 年を超えるなど規定保管期間を超過した長期滞留貨物が増加の一途を辿っております。この状況を鑑みまして、PNG 港湾当局は打開策として 2010 年 1 月 1 日より車両貨物を対象とする**事前通関の導入**を決定いたしましたので、ご案内申し上げます。

事前通関の導入により、陸揚げの前に通関の手配を終了し通関費用を支払った中古車両のみ PNG への荷揚げが許可されることとなります。通関の手配がされていない、または商品代金の清算が完了していない、及び通関費用が支払われていない中古車両につきましては陸揚げが許可されない、又は積戻しとなる恐れがございます。つきましては、本船到着までに通関の手配を済ませるよう、受荷主様へご周知徹底の程、お願い申し上げます。

事前通関に必要な書類は以下の 4 点となります。PNG 港湾当局が指定する締め切り期日までにご手配ください。

- ① 商業送り状(Commercial Invoice)
- ② 船荷証券 (コピー可)
- ③ 商品の代金支払い完了を証明するもの(ex. 銀行の送金明細書、領収書)
- ④ 輸入税の支払いを証明するもの(ex. 銀行の送金明細書、領収書)

なお、事前通関の不備により発生する保管料、積み戻しの海上運賃、PNG 港湾当局より課せられる罰金をはじめとして、発生します諸費用につきましては全てお客様のご負担となりますこと、ご了承ください。

ご不明な点、ご質問等ございましたら、協和海運株式会社 定期船部(03-5510-1992)までお問合せ下さい。

今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具